

地域振興基本計画では、基本構想で示された「地域振興策のアイデアリスト」について、以下の方法により、「実際に展開する地域振興策の選択」、「地域振興策を展開する場所の選択」、「地域振興策の事業規模の程度」を明確化し、周辺住民と組合との協議、合意の材料とします。

地域振興策整備予算の上限額は、調査費用、用地取得費用等及び消費税等を含む一式で、3,381百万円を予定されていることから、アイデアリストの優先順位、実現の難易度、実現に向けた課題を整理します。

また、吉田区は、地域振興策施設等の運営管理に当たり、新たに法人を設立する予定であることから、地域振興策の持続的な効果を精査し、運営リスクとリターンを明確化します。

A 地域の持続と再生に必要なインフラ整備等

現行組合同規約では、排熱を利用しない事業を展開できません。そのため設置・管理者となる市の協力を得るために、整備内容（振興策、展開場所、事業規模）を明確化し、市との協議にのぞむこととなります。

あるいは、規約変更を視野に入れ、新たな規約対象範囲の明確化が必要です。

(1) インフラ整備関係（地域振興策 NO.1～13）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
1	水道整備	印旛郡市広域市町村圏事務組合用水供給地域であるため、水道企業部との協議により、送水水系等への接続方法、時期、負担等について明確化する	公共施設の設置及び管理者との協議
2	下水道整備	当該地区は、下水道事業計画区域ではない。また、市の下水道事業も新設から老朽化施設の改築更新に移行。そのため、公共下水道ではなく、機能的には遜色のない合併浄化槽の導入を明確化する。	
3	管理負担の大きい印西市道の付け替え	泉カントリー倶楽部脇の側道（印西市私道）の廃道、改良、あるいは代替道路の新設、市道松崎吉田線との機能分担について、道路管理者（市）の条件を明確化する	
4	道路整備（待避所）	狭隘な集落内道路及び農道の各所に配置する待避所の位置、箇所数を明確化する	現地踏査や地元意向把握
5	道路の危険箇所修繕	道路の危険箇所及び修繕内容を明確化する	
6	カーブミラー	見通しの悪い交差点を明確化する	
7	ガードレール	道路外に転落の危険性のある箇所を明確化する	
8	雨水排水路の整備	元吉田グラウンド脇の未整備排水路の整備内容、接続先を明確化する	現地踏査及び公共施設の設置及び管理者との協議

別紙様式5 プロポーザルテーマ3 【明確化すべき事項】 片面6枚以内

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
9	防犯灯	防犯灯設置必要箇所、防犯灯交換（LEDに）箇所の明確化	現地踏査や地元意向把握
10	防犯監視カメラ	防犯監視カメラ設置必要箇所の明確化	
11	印西市ふれあいバス路線の延伸・拡大	南ルートの延伸の是非、ルート、運行方法（デマンドなど）の明確化	市交通政策課との協議
12	オンデマンド交通	交通弱者対策について明確化	
13	マリーナ構想	設置場所、規模、設置者、運営者の明確化	民間事業者へのヒアリング、地権者の意向把握、河川管理者（千葉県）との協議

(2) コミュニティの発展（地域振興策 NO.14～20）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
14	地域振興施設の無料化	地域振興施設の明確化と無料化の対象の明確化	市企画政策課との協議
15	Uターン・Iターン助成	助成内容の明確化	
16	御神輿修理（2基）	修理内容、時期の明確化	地元意向の把握
17	自主防災への支援	防災無線機（4台）の仕様の明確化	
18	縁側カフェ	縁側カフェの実施方法や頻度、地元協力者の募集方法の明確化	
19	ゲストハウス	空き民家の抽出、提供サービスの明確化と、成立条件の明確化（整備費、宿泊費等）の明確化	家屋所有者との協議
20	健康支援の拡充	支援メニューの明確化	地元意向の把握

B 地域内外の人々が集う多機能な複合施設

現行組合同規約では、排熱を利用しない事業を展開できません。そのため「排熱を利用する施設」と、それ以外の「排熱を利用しない施設」を区分し、**負担区分**を明確化し、**各々の整備主体**（想定される民間事業者も含む）との協議にのぞむこととなります。

あるいは、規約変更を視野に入れ、**新たな規約対象範囲**の明確化が必要です。

地域活性化と集客の核となる施設であり、事業規模も大きいため、**導入機能と概算工事費**を明確化し、**予算配分の目途**をつけることが必要です。また、民間事業者を公募する施設については、**地元意向と民間事業者とのマッチング**を図るため、幅広い業態の意向を（ヒアリングやアンケート、サウンディング型市場調査などにより）把握します。

(1) 余暇施設（屋内）（地域振興策 NO.21～22）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
21	サンセットスパ&リゾート	利用対象者と規模・仕様、排熱利用量の明確化。事業費に対する割合が大きいため、概算工事費の算出。	地元意向の把握 需要調査
22	地域住民サロン	現構造改善センターの拡充内容及び排熱利用量の明確化	地元意向の把握

(2) 公募関係（屋内）（地域振興策 NO.23～26）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
23 ～ 26	全国公募による外食店、ベンチャー企業の事務所、小規模な多目的店舗、環境 NPO の事務所	サウンディング型市場調査（企画・検討段階での民間事業者に対する意向調査）による、需要の把握。 調査を踏まえた公募条件の明確化	民間事業者等へのサウンディング型市場調査

(3) 販売関係（屋内）（地域振興策 NO.27～31）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
27 ～31	農産物等の直売所、商品開発	何をどれだけ売りたいのか。誰が売するのかを明確化する。	地元意向を踏まえた商品企画及び導入機能検討を KJ 法で整理する

(4) 環境・芸術・文化関係（屋内）、(5) 保管関係（屋内）（地域振興策 NO.32～41）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
32 ～37	スコーラ（学校）機能、多目的研修室、ギャラリースペース、カルチャー教室、環境図書館、歴史浪漫の里構想	事例をベースに必要な面積を明確化する	事例調査
38 ～41	サイクル駐輪場、レンタサイクル、レンタルスクーター、レンタルセグウェイ、アウトドア用具の倉庫、カヌー類置き場		

(6) 実現性の高い夢の創出 (地域振興策 NO.42)

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
42	屋内カーリング場	利用者数と必要面積・仕様、概算工事費、運営方法の明確化	協議団体等へのヒアリング

(7) 余暇関係 (屋外)、(9) アウトドアライフ関係 (屋外) (地域振興策 NO.43~61)

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
43 ~51	大規模な花畑迷路、ちびっこランド、水遊びの池、ドッグラン、イベント広場、サイクリング愛好者用の駐車場、ふれあい動物公園、ダチョウ園、足湯	対象地の位置、面積、所有者の把握、趣旨への賛同、需要把握と整備範囲・仕様、設置・運営主体の明確化	事例調査
55~ 60	バーベキュー場、キャンプ場・オートキャンプ場、燻製器、石釜、釜炊場・もみがら炊飯、焚火場		
61	パラグライダー・パラモーター		事例調査、法令調査

(8) 農業関係 (屋外) (地域振興策 NO.52~54)

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
52 ~54	もぎとり農園、クラインガルテン	対象地の位置、面積、所有者の把握、趣旨への賛同、需要把握と整備範囲・仕様、設置・運営主体の明確化。事業収支の明確化。	事例ヒアリング及び WEB アンケート調査による需要把握 農水省補助事業の整理

(10) 利用に応じて地域通貨を付与する施設 (屋外) (地域振興策 NO.62~64)

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
62、63	EV 充電ステーション、温水洗車場、	設置数の明確化	事例調査
64	食品残差地域循環圏構想	導入のメリット・デメリットの明確化	

(11) ソフト・ツール関係 (地域振興策 NO.65~71)

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
65	プレミアム地域通貨	導入のメリット・デメリットの明確化	事例調査
66~71	町内会ホームページ、地域の魅力紹介映像、余暇・グルメ情報発信拠点構想 (広域)、暮らしの観光 (各種行事)	コンテンツ内容及び対象の明確化。運営・管理者の明確化	
71	管理業務の受託	管理運営方法ごとのメリット・デメリットの明確化	事例調査・類似施設ヒアリング

C 次期中間処理施設からの排熱利用事業等**(1) 排熱等の周辺利用（地域振興策 NO.72~73）**

排熱利用事業者の誘致については、事業者の参画意思に委ねられることから、ヒアリングが必要となります。一方で、**排熱事業の経営についてはそのメリット・デメリット等を明確化し、実現の可能性を探ること**となります。

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
72、 73	排熱利用事業者の誘致、 排熱事業の経営	排熱利用事業者の参加意思の確認 経営参画のメリット・デメリットの明確化 排熱利用施設の内容、排熱の供給方法(電気・蒸気・温水等)及び、その量の明確化	ヒアリング、事例調査 施設基本計画から供給量の情報提供を得る 排熱利用施設毎の需要量、季節変動の算定と積み上げ

(2) 排熱等の外部供給（地域振興策 NO.74~78）

外部供給については、各々のメリット・デメリットを比較検討し、より**有効的な外部供給方法**を明確化することになります。基本的にはいずれかまたは複数を選択することとなります。

検討にあたっては、**利用可能排熱量及びその変動を考慮する**必要があります。

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
74、 76、	トランスヒートコンテナ、排熱供給 (泉カントリークラブ)、	施設基本計画から情報提供を得た排熱量をもとに、排熱等の周辺利用での利用量を除して余剰量の算定する	季節変動及び将来見込みの算定
75、 77	メタンガスの地域供給、可搬式蓄電池	地域への供給可能量や導入コストを明確化する	施設基本計画から供給量の情報提供を得る
78	給食センター	既存施設の建て替え計画とのすり合わせ	建て替え計画の確認

(3) 次期中間処理施設の機能の活用（地域振興策 NO.79~82）

次期中間処理施設機能の活用については、**施設計画との整合を図り採用する機能**を明確化するとともに、**整備工事の発注仕様書に明記する**形となります。

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
80~ 81	煙突展望台、清掃工場の壁面利用	地元の意向を、施設基本計画に伝達し、施設基本計画からの検討結果を得る	施設基本計画との調整
82	防災拠点化構想	地域防災計画での位置づけ	市防災課との協議
79、 83	猛禽類の営巣場、調整池の活用	猛禽類営巣地の特定と離隔距離の設定、多自然型調整池の整備方針の明確化と必要な機能を満たすための調整池規模の明確化	里地里山の保全と活用と一体の検討

D 里地里山の保全と活用

現行組合規約では、排熱を利用しない事業を展開できないため、**市の公金投入の目的**を明確化する必要があります。

また、地権者所有地での事業展開となるため、運営主体となる地権者及び地元の協力を得るために、**運営条件**を明確化する必要があります。あるいは、**主体的な役割を担う第三者の連携条件**を明確化し、**地域の環境団体等へのヒアリング**にのぞむこととなります。

(1) 森林の保全と活用（地域振興策 NO.84~87）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
84、85	市民の森構想、森の畑構想	対象地の位置、面積、所有者の把握、趣旨への賛同、整備範囲・仕様の明確化、設置・運営主体の明確化	地元意向の把握 市（企画政策課・農政課・都市整備課）との協議
88	林間アスレチック		
86	薪の生産		
87	鳥類の巣箱	巣箱の設置場所と数、趣旨への賛同	

(2) 谷津田の保全と活用（地域振興策 NO.89~92）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
89	田んぼの自然公園	対象地の位置、面積、所有者の把握、趣旨への賛同、整備範囲・仕様の明確化、運営主体の明確化	地元意向の把握 市（農政課・環境保全課）との協議
90	土水路脇に木道		
91	イチゴの畔（谷津田）		
92	里山トイレ	位置、設置数、利用者数と必要面積・仕様、汚水処理方法の明確化、設置・運営主体の明確化	

(3) 水辺の創出・活用、(4) オーナー制関係（地域振興策 NO.93~98）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
93、94	川魚等の養殖（遊休田）、小魚の釣堀（遊休田）	対象地の位置、面積、所有者の把握、趣旨への賛同、需要把握と整備範囲・仕様、設置・運営主体の明確化	地元意向の把握
95~98	企業米、1口オーナー米、十坪家庭田園、棚田・棚畑・棚花畑		

(5) 散策関係（地域振興策 NO.99~100）

地域振興策		明確化すべき事項	明確化する方法
99	里地里山ジョギングロード	コース設定、仕様の決定、案内情報の明確化、設置・運営主体の明確化	現地踏査や地元意向の把握 市教育委員会や競技団体へのヒアリング
100	散策路コース・サイクリングマップ		